



〇ALPS基金事業の概要

(1) 目的

ALPS処理水（東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水（トリチウム以外の放射性物質は安全基準を満たすまで浄化済）の海洋放出が、水産業の経営弱体化に追い打ちをかけている状況下、本事業は持続可能な漁業を実現する取組を支援することを目的とし、処理水の海洋放出による直接的被害に対する賠償ではない。

(2) 取組概要

この事業は経済産業省予算であり、(一社)漁業経営安定化推進協会（以下「漁安協」）へ事務委託され、売上向上又は基本コスト削減に要する以下の①～④の取組で構成。

補助率は定額（10/10）、1/10～1/2、取組は会計検査院の検査対象であり、事業主体による適正な事務処理が重要。

① 高付加価値化等支援事業

(例)・新漁場開拓の試験操業

- ・海浜清掃活動
- ・新漁法に係る漁具・機器導入 等

② 省燃油活動等支援事業

- ・取組に要した経費（船底清掃費+減速航行費）と換算支援金（燃油消費量×支援金単価）を比較し、低い方の額を助成

- * 遊漁船、警戒船等の燃油使用量は対象外
- * 支援単価：燃油使用料枠毎により設定

③ 省資源・利用効率化等支援事業

- (例)・漁協が調達（購買事業）する魚箱やタルなどの出荷資材
- ・漁業者が共同で実施するトレーサビリティの導入 等

④ 省エネ機器等導入支援事業

- ・国が示す漁船用エンジンや省エネ機器を導入に係る経費

(3) 事業主体

地域水産業再生委員会又は、漁安協が認める委員会であって、漁協単独は認められない。

漁安協からの補助金は再生委員会口座へ振込され、再生委員会は「分配規程」を作成し、取組を実施する漁協口座へ振替が必要。

(4) 申請要件

以下に示す減少率が3%以上であること。

令和3年4月13日（ALPS処理水海洋放出に係る基本方針決定日）、又は実際の処理水放出前後の連続する6ヶ月間のうち、売上高、組合員数、漁協職員数等の任意の3ヶ月間の合計（(例) A=97）と（A）以前の（A）と同期の3ヶ月間の合計（(例) B=100）を比較し、3%以上減少していること

(例) 減少率： $(100-97) / 100=3\%$

⇒この場合は申請要件を満たしている

(5) 計画目標

計画期間（5年）終了後と基準年度（申請年度）と比較して、コスト効率（売上高/基本コスト）が+1%以上が目標。なお、現時点では、事業計画の変更が原則不可。

(6) 申請期限と事業開始日

令和5年12月末申請の場合、事業開始は令和6年4月1日。次回令和6年3月末申請の場合、事業開始は令和6年7月1日。

当面3ヶ月毎に申請期限が設定されている。

(7) 実務担当者向け説明会

第1回説明会（Web）の開催予定

- ・対象者：地域水産業再生委員会等事務局（漁協、町村、支庁等の職員）
- ・日時：12月～1月（現在調整中）
- ・講師：(一社)漁安協職員

○電子帳簿保存法（令和5年度税制改正）

令和5年12月31日、電子取引に係る情報の保存義務化の猶予期間が終了。元旦以降、インターネットの取引などでやり取りした請求書、領収書等は電子データの保存が義務化されます。

（1）電子帳簿保存法改正の趣旨

経済社会のデジタル化を踏まえて、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による帳簿水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に簡素化。

（2）改正法への対応

電子取引に係る情報の電子的保存義務

電子メールやインターネット、クラウドサービス等により発行された契約書、請求書、領収書など（以下「電子取引」という）は、「紙」で保存することなく、「電子データ」のみを保存することが義務化。

（3）具体的な対応

以下のA) 又はB)の何れかの対応が必要

A) 市販ソフトの活用

市販ソフトを購入する場合、「検索機能の確保」や「タイムスタンプ付与」等法的要件を満たしたソフトであること。J I I M A（（公社）日本文書情報マネジメント協会）の認証を取得したソフトであれば法的要件は充足。

B) ハードディスクやサーバー等に保存

ハードディスク等に保存する場合、①と②の2つの措置が必要。

① 改ざん防止措置

訂正・削除の防止に関する事務処理規程を作成、運用、備付すること。なお、事務処理規程は、以下の「QRコード」を参照。



[国税庁ホームページ](#)
〈参考資料参照〉

② 検索機能の確保（検索要件）

以下の（例）を参考に、台帳整備とFILE名を統一。

○ Excel ソフトによる台帳作成(例)

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240105	86,400	都漁連	仕切書
2	20240105	54,000	〇〇商店	請求書
3	20240108	108,000	◇◇丸	仕切書
4	20240108	21,600	△△商店	請求書
5	20240110	11,000,000	(株)〇〇建設	領収書

○ FILE名(統一形式)の(例)：

領収書:2024.1.5付都漁連からの¥86,400-
⇒FILE名:20240105_都漁連_86,400

（4）その他

○7.15発行 漁連だより(No.15)で掲載した、所管税務署長が認めた場合の詳細は、現時点で具体的な情報を得ていないため、上記(3)の対応が望ましい。

○所管税務署長が認めた場合とは、

税務調査の際に、担当官の求め(質問検査権)に応じて、資料のダウンロード、印刷物の提供が可能である場合は、単に電子データの保存のみでOK

○税務調査における取扱（全漁連の見解）

納税者が電子取引に係る情報を「紙」だけで保存したなど、保存要件が十分でない場合、それだけで青色申告の承認取消や経費性が否定されるわけではなく、納税者からの追加説明や資料提出、取引先の情報等を総合的に勘案して個別に判断されると考える。

〈編集・発行〉 都漁連指導室

TEL 03-3458-4236

e-mail shidoo@tokyo-gyoren.or.jp